

令和 8 年第 1 回定例会

## 総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛸 名 和 子

**1 開催日時** 令和8年3月6日（金曜日）午前10時30分～午前11時18分

**2 開催場所** 第3委員会室

**3 審査案件**

- (1) 議案第67号 青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- (2) 議案第69号 青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第70号 青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第72号 青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第83号 青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第84号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第85号 包括外部監査契約の締結について

**4 報告事項**

- (1) 青森市役所ねぶたにおける協賛募集について
- (2) 令和8年度職員採用試験について
- (3) 事故の報告について
- (4) 令和8年度上期青森競輪開催日程について
- (5) 令和8年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

**【挙手による報告】**

- (1) 損害賠償等請求事件の判決について

### ○出席委員

委員 長 奈良 祥 孝  
副委員 長 蛭 名 和 子  
委員 中 田 靖 人  
委員 軽 米 智 雅 子

委員 天 内 慎 也  
委員 舘 山 善 也  
委員 奈良岡 隆 保  
委員 大 矢 保

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野 正 貴  
総務部理事 村上 靖  
企画部長 金谷 浩 光  
企画部理事 中村 敦  
税務部長 横内 修  
浪岡振興部長 奈良 英 文  
会計管理者 齋藤 賢 剛  
選挙管理委員会事務局長 柴田 一 史  
監査委員事務局長 遠嶋 祥 剛  
総務部次長 越後谷 和 人

危機管理監 鈴木 健 仁  
企画部次長 沢木 正 明  
税務部次長 工藤 健 志  
浪岡振興部次長 鳥谷部 稚 子  
選挙管理委員会事務局次長 太田 慎 二  
監査委員事務局次長 福士 保  
総務課長 藤林 靖 幸  
警防課長 阿部 康 成  
関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

**○奈良祥孝委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日は欠席者はありません。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案7件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第67号「青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第67号「青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページを御覧ください。

本条例は、現在、書面等で行うことが義務づけられている手続について、個別の条例や規則等を改正することなく、オンラインで行うことを可能にするためのものであります。

初めに、「1 制定理由」について、本条例は、行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的に制定するものであります。

内容といたしましては、市の条例、規則等に基づく手続について、情報通信技術を利用する方法、いわゆるオンラインにより行うことを可能とするものであります。

次に、「2 制定内容」について御説明いたします。

「(1) 目的(第1条)」は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めるものであります。これにより、関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、市民生活の向上に寄与することとしております。

「(2) 電子情報処理組織による申請等、処分通知等(第3条・第4条)」につきまして、まず第3条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとするとともに、申請の到達時期について定めるものであります。次に、第4条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとするものであります。また、処分通知等の到達時期を定めるとともに、必要な署名等において、規則で定める方法により行うことができることとしております。

「(3) 電磁的記録による縦覧等、作成等(第5条・第6条)」につきまして、まず第5条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとするものであります。次に、第6条では、条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録により作成等を行うことができることとするものであります。

「(4) 適用除外 (第7条)」は、申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や、許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等については適用除外とするものであります。

「(5) 添付書面等の省略 (第8条)」は、行政機関間の情報連携により入手、参照できる情報に関する添付書類について、規則で定めた上で添付を省略することができるものとしてあります。

「(6) その他」について、これまで御説明しました(1)から(5)のほか、第2条では用語の定義、第9条ではオンラインで行うことができる行政手続の状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定するものであります。

「3 施行期日」について、附則第1項では施行期日、第2項では青森市行政手続条例の一部改正を規定するものであります。

以上、議案第67号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○柴田一史選挙管理委員会事務局長** おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第69号「青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 概要」につきましては、本議案は、青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動に関し、選挙公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、関係条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正対象条例」につきましては、青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例のほか、2つの条例となりま

す。

次に、「3 主な改正の内容」につきましては、選挙運動用自動車使用の公営、選挙運動用ポスター作成の公営及びビラ作成の公営に関する現行の限度額を国や青森県と同じ単価にそれぞれ改正しようとするものであります。

次に、「4 候補者一人当たり公費負担限度額」についてですが、市議選におきましては、改正前が65万8815円、改正後が109万5154円で43万6339円の増額となります。また、市長選におきましては、改正前が75万5760円、改正後が120万4162円で44万8402円の増額となります。

最後に、「5 施行期日」につきましては、公布の日からとしております。具体的には、令和8年11月25日任期満了に伴う青森市議会議員一般選挙から、改正後の条例の規定が適用されることとなります。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2につきましては、ただいま御説明申し上げました改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、御説明した改正内容と重複しますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第69号「青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号「青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第70号「青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 改正趣旨」であります。デジタル社会の形成を図るための規制改

革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法が改正され、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達についてデジタル化するとされましたことから、行政手続法と趣旨を同じくいたします青森市行政手続条例につきましても、同様の改正を行うものであります。

次に、「2 主な改正内容」であります。改正前につきましては、行政庁が、条例等の規定による不利益処分を行おうとするときは、当該処分を行う前に、聴聞または弁明の機会の付与を行う必要があります。これらを行うに当たっては、その旨を書面により処分の相手方に通知することとしておりますが、当該相手方の所在が判明しない場合には、市役所の掲示場において、必要事項を記載した書面を2週間掲示することにより、当該通知がその者に到達したとみなす、公示送達を行うこととしております。

これにつきまして、改正後は、改正後の行政手続法の規定を踏まえ、不利益処分に係る通知内容を青森市ホームページにおいて閲覧できるようにするとともに、引き続き、市役所の掲示場においても必要事項を記載した書面を掲示することにより、公示送達を行うものとするものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和8年5月21日を予定しております。

資料2を御覧ください。

資料2は、今回の改正によります新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第70号「青森市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 議案第72号「青森市職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」に記載のとおり、昨年8月8日の人事院勧告及び10月6日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の通勤手当額等の改定及び新たに職位を追加する改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

「2 改正対象条例」になりますが、資料記載のとおり青森市職員の給与に関する条例となります。

「3 主な改正内容」につきまして、1つは、「(1) 通勤手当の改定」であります。

①の自動車等使用者のうち、四輪自動車につきましては、上限距離区分を80キロメートルから100キロメートルへ、上限手当額を4万6000円から6万6200円へ引き上げますとともに、四輪自動車以外につきましては、国の給与法の改正に合わせて、上限額を条例で定め、各距離区分の手当額につきましては、規則で定めることとし、上限手当額を2万4500円から2万7300円へ引き上げようとするものであります。

②の駐車場等の利用に対する通勤手当の新設につきましては、四輪自動車の使用者で、駐車場等を利用している者に対し、月5000円を上限とする通勤手当を支給するものであります。

なお、会計年度任用職員の通勤手当につきましても、同様の改正をしようとするものであります。

次に、「(2) 新たな職位の追加」であります。

近年の少子化によります生産年齢人口の減少に伴い、民間企業との人材獲得競争が激化しており、本市におきましても、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、本市の職員として働く魅力の発信が必要であることに加えまして、若年層の中途退職も増加傾向にありますことから、若手職員の意欲の維持・向上を図ること、先輩職員としての自覚を持ち、後輩の成長を支える意識の向上を図るための新たな職位といたしまして、行政職給料表の適用を受けます職員のうち、2級の職員を新たに主任とする改正をしようとするものであります。

また、消防署の各分署におけます指揮・命令系統を明確化することを目的といたしまして、公安職給料表の適用を受ける職員のうち、4級の職員に新たに副分署長を追加する改正をしようとするものであります。

「4 施行期日」であります。令和8年4月1日から施行することとしております。

なお、今回の改定によります令和8年度の影響額は、1年度で2292万円となり、会計年度任用職員に係る影響額は、2064万円を見込んでおります。

続きまして資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただい

ま御説明申し上げました改正内容と重複いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第72号「青森市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。奈良岡委員。

**○奈良岡隆委員** 「3 主な改正内容」の「②駐車場等の利用に対する通勤手当（月5,000円上限）を新設」に「上限額を条例で定め、各距離区分の手当額については規則で定める」とあるんですが、この各距離区分の手当額とはどういうものなのかと、その基本的な考え方を教えてください。

**○奈良祥孝委員長** 総務部長。

**○小野正貴総務部長** 各距離区分といたしましては、2キロメートルから4キロメートル、5キロメートルから9キロメートル、10キロメートルから14キロメートルなど、その距離によって区分を定め、それぞれの手当額を定めるものであります。それらを規則で定め、条例では上限額のみを定めるということであります。

**○奈良祥孝委員長** 大矢委員。

**○大矢保委員** 通勤手当の四輪自動車の上限距離区分が80キロメートルから100キロメートルまでに変更となっておりますが、80キロメートル以上の距離で通勤手当を受けている職員は何人いるんですか。

**○奈良祥孝委員長** 総務部長。

**○小野正貴総務部長** 令和8年1月1日時点で、四輪自動車の使用者のうち、80キロメートル以上の距離で通勤手当を受けている職員はおりません。通勤手当を受けている職員で一番長い距離は、四輪自動車以外で、八戸市から電車で97キロメートルとなっております。

以上です。

**○奈良祥孝委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 議案第 83 号「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正の理由」につきましては、国では、平成 25 年 12 月、住民の積極的な参加の下に消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定したところであります。

また、平成 26 年 7 月には、第 27 次消防審議会から、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申がなされまして、消防団への加入促進、地域における消防団活動に対する理解の促進及び地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開等について提言があったところであります。

これを受け、同年 11 月には、総務省消防庁次長通知により、消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項についてが発出され、消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置が示されたものであります。

本市におきましては、法改正及び総務省通知を受けまして、消防団員の定年年齢の引上げについて検討を行いましたものの、当時は、現場における体力面の不安及び消防団組織の若返りへの影響が懸念されましたことから、定年年齢の引上げは行わず、まずは、新たな消防団員の加入促進を目指すこととし、これまで様々な消防団員増員に係る施策を実施してきたところであります。

しかしながら、近年は、本市消防団員数がおおむね 10 年間で約 15%減少するなど、消防団員数の減少が顕著となっておりますこと、また、一方で、各種資機材の軽量・小型化が進み、健康面に配慮した無理のない活動体制が整ってまいりましたことから、高齢化が進展しております昨今の社会情勢等に鑑み、労働意欲のある高齢者の環境整備及び消防団員の安定確保を図ることを目的に、本市消防団員の定年年齢を引き上げるため、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正の概要」につきましては、青森市消防団員の定年を年齢 67 年から年齢 70 年に引き上げるものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としております。  
続きまして、資料 2 を御覧ください。

資料 2 は、改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明申し上げました改正内容と重複しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第 83 号「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。天内委員。

○**天内慎也委員** 現在、定年を70歳に引き上げたとして、消防団員は何人増員するのでしょうか。

○**奈良祥孝委員長** 総務部長。

○**小野正貴総務部長** 警防課からお答えしてもよろしいですか。

○**奈良祥孝委員長** お願いします。

○**阿部康成警防課長** 令和8年度の定年退団が約30人でありますので、令和8年度では約30人増員します。

○**奈良祥孝委員長** 天内委員。

○**天内慎也委員** これまでも、手当での引上げなど、消防団員の確保対策をやっていると思うんですが、なかなか急激に多数増員するということは難しいものがあるのかなと思っています。

手当での引上げのことはいいことだと思うんですが、私的に残されたやるべきことは、間違いなく、辞めたときの退職金を引き上げることが必要なと思っています。全てがお金のために入っているわけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○**奈良祥孝委員長** 総務部理事消防長。

○**村上靖総務部理事** 昨年、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加する条例改正を行っており、新たな区分では退職された際に受けられる金額が増額しているため、退職される消防団員に関しての配慮もそこでなされていると考えております。これをうまく活用して消防団員の確保に努めていきたいと考えております。

○**奈良祥孝委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良祥孝委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 議案第84号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正の理由」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が

令和7年12月に改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令が令和8年2月に改正され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されましたことから、青森市消防団員等公務災害補償条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正の内容」につきましては、勤務年数10年未満の場合、団長及び副団長の補償基礎額を1万2900円から1万3340円に、分団長及び副分団長の補償基礎額を1万1300円から1万1670円に、部長、班長及び団員の補償基礎額を9700円から1万円に、また、勤務年数10年以上20年未満及び20年以上の各階級の補償基礎額を資料記載のとおり引き上げようとするものであります。

次に、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9700円から1万円に、最高額を1万4500円から1万5000円に引き上げようとするものであります。

次に、扶養親族のある団員もしくは消防作業従事者等の扶養に係る補償基礎額の加算額につきましては、第1号の加算額100円を廃止し、第2号の加算額を383円から433円に改正しようとするものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和8年4月1日としております。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明いたしました改正内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第84号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

**○遠嶋祥剛監査委員事務局長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第85号「包括外部監査契約の締結について」御説明させていただきます。

資料を御覧ください。

最初に、「1 契約の概要」につきましては、地方自治法の規定により、中核市は、毎会計年度、議会の議決を経て本契約を締結することとなっております。例年同様に、令和8年度に係る契約締結について今定例会に提出しているものであります。

「2 契約の目的」につきましては、監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出となります。

「3 契約の期間の始期」につきましては、令和8年4月1日となります。

「4 監査に要する費用の額」につきましては、1285万9242円を上限としております。

「5 契約の相手方」につきましては、今年度に引き続き、日本公認会計士協会東北会青森県会所属の公認会計士、鳩健二氏との契約を予定しているものであります。

「6 契約の相手方に係る包括外部監査の実績」につきましては、資料に記載のとおり、青森県及び八戸市の監査人または監査人補助者として、また、令和6年度からは本市の監査人として業務を行っていただいた実績があります。

最後に、「7 契約の相手方と契約締結をする理由」については、1つに、地方自治法の規定によりまして、契約できる者は、地方公共団体の財務管理等の識見を有する弁護士、公認会計士、一定の行政事務経験者または税理士のいずれかとされていること、2つに、このうち公認会計士につきましては、監査及び会計の専門家であり、地方公共団体の監査に有用であること、3つに、包括外部監査契約は同一の者と連続して3回まで契約できるとされていること、以上のことから契約相手方として適任であると判断しているものであります。

資料の説明は以上となりますが、このほか、本契約に当たっては、地方自治法の規定によりまして、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっております。青森市監査委員からは、鳩健二氏と引き続き契約することに異議がない旨の御回答をいただいております。

以上、議案第85号「包括外部監査契約の締結について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。

ました。

( 審 査 終 了 )

**○奈良祥孝委員長** 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市役所ねぶたにおける協賛募集について」報告を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 青森市役所ねぶたにおけます協賛広告の募集について御報告申し上げます。

資料の協賛広告募集チラシを御覧ください。

青森市といたしまして、重要無形民俗文化財であります青森ねぶたの保存及び伝承に努め、持続可能なねぶた運行を目指し、協賛広告を募集いたします。

「応募対象者及び広告内容」であります。応募対象者は企業、団体または個人事業主とし、広告内容は企業等の名称及びロゴマークといたします。

「広告掲載期間」であります。青森ねぶた祭期間中のうち、青森市役所ねぶた実行委員会が出陣する日、予定では5日間となります。

「広告掲載位置」であります。大型ねぶたの後方もしくは側面のあんどん、ちょうちんとなります。

「規格、掲載料及び募集枠数上限」についてであります。広告区分は3種類ありまして、ねぶた本体看板（大）が掲載料1枠110万円で、募集枠数は3枠、ねぶた本体看板（中）が掲載料1枠50万円で、募集枠数は4枠、ちょうちんが掲載料1口3万円で、募集枠数は20口となります。

なお、応募多数の場合は、抽せんをいたします。

応募・問合せ先は、総務部人事課となります。

募集についてであります。本日、この後、青森市ホームページに掲載をする予定としており、締切りは令和8年4月6日月曜日、17時としております。

委員の皆様には、青森市役所ねぶたにおけます協賛広告募集につきまして、PRに御協力を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

報告は以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和8年度職員採用試験について」報告を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 令和8年度職員採用試験について御報告いたします。

資料「令和8年度職員採用試験について」、「1 採用試験スケジュール」を御覧ください。

大学卒業程度の一次試験実施日は、先日、3月2日付で議員各位に資料配付させ

ていただきましたとおり、4月3日金曜日から4月23日木曜日にテストセンター方式により実施いたします。

令和8年度からの大学卒業程度の試験では、これまでも御案内しておりましたが、公務員志望の方はもちろんのこと、民間企業等への就職や転職を考えている方なども含め、より多くの方に受験していただけるよう、一次試験を市が設定した特定の場所や時間ではなく、受験者自身の都合に合わせて、全国に設置されておりますテストセンターから受験する日時や会場を選択することができるテストセンター方式による総合適性検査——SCOAの試験に変更しております。

また、一次試験の合格発表につきましては5月8日金曜日を、最終合格発表は6月10日水曜日を予定しており、これまでの試験スケジュールよりも2か月前倒して実施いたします。

採用予定者数につきましては、「2 採用予定者数（大卒程度）」に記載のとおりであります。

なお、募集案内につきましては、既に3月2日月曜日から市ホームページに掲載いたしますとともに、市の公共施設の窓口等におきまして配布を開始しており、申込みは3月25日水曜日までとなっております。

また、企業等職務経験者及び高等学校卒業程度の日程につきましては、資料記載のとおり予定しておりますが、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

委員の皆様には、本市の将来を担う人材確保のため、PRに御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

報告は以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 危機管理課職員の公用車運転中に発生いたしました事故について、お手元の資料に基づき御報告申し上げます。

事故の発生は令和8年2月3日火曜日、午前11時13分頃、発生場所は西滝二丁目101番7号付近となります。

事故の発生状況であります。災害救助受付窓口で受付した案件の現場確認のため移動中、丁字路を右折しようとした際、対向車及び走行車線に停車していた車両の影響で進行が困難となり、対向車を通過させるため、後方車両を確認し後退いたしました。

後方車両を確認しておりましたことから、接触しないようバック中にブレーキを踏みましたが、路面が滑りやすく下り坂であったため停止できず、後方相手車両右前方付近に衝突したものであります。

今回の事故による被害につきましては、相手方車両の乗員及び公用車運転手にけ

がはありませんでしたが、相手方車両が損傷しておりますことから、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

これまでも、公用車の運転に際しましては、細心の注意を払うよう日頃から職員に呼びかけているところではありますが、改めて部内職員に対し、公用車の運転に係る注意喚起を呼びかけ、安全運転、安全確認に努めるよう、周知・徹底したところでもあります。

度重なる職員による交通事故の発生となり、大変申し訳ありません。

報告は以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和8年度上期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

**○金谷浩光企画部長** 令和8年度上期青森競輪開催日程について御報告いたします。

お手元の資料「青森競輪開催日程表」を御覧ください。

本場の開催日程につきましては、4月12日から14日までのF I ナイター競輪を皮切りに、9月26日から28日のモーニング競輪まで、合計17節52日間の開催を予定しております。

また、競輪界のトップ選手が参加するレースといたしまして、9月3日から9月6日の4日間開催されるみちのく記念競輪のほか、無観客ではありますが、青森競輪場では初となるミッドナイトG IIIを5月19日から21日の日程で開催いたします。

また、全国の他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外につきましても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

青森競輪場では、今後も引き続き、本市の財政健全化に安定的に寄与するため、売上げの確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の憩いの場として、家族連れなど競輪ファン以外の皆様も楽しめる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和8年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について」報告を求めます。税務部長。

**○横内修税務部長** 令和8年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正時期について」です。

昨年末に閣議決定された令和8年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を

改正する法律案が、現在開会中の第221回特別国会に提出され、審議されておりますが、今回の改正には、令和8年4月1日から施行予定である軽自動車税環境性能割に関するものが含まれております。

法案の成立及び公布時期は、例年3月末となっており、令和8年第1回市議会定例会が閉会していることが想定されますことから、その場合には、4月1日から施行するために改正が必要な項目について、青森市市税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項に基づき専決処分させていただきたいと考えております。

次に、「2 専決処分による条例改正が予定される項目について」である軽自動車税の環境性能割の廃止について御説明申し上げます。

軽自動車税の環境性能割とは、新車・中古車を問わず軽自動車の取得者に対し、燃費基準達成度に応じ、その取得価額のゼロ%から2%を課税しているもので、地方税法の改正により3月31日に廃止とされていることから、青森市市税条例においても、軽自動車税の環境性能割を廃止とする改正を行うものであります。

なお、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を国が検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとなっており、令和8年度分の減収額については、全額、地方特例交付金で手当てされます。

最後に、「3 専決処分による条例改正後の対応」であります。必要な項目について専決処分による改正を行った場合には、改めまして議員の皆様に関連資料を配付させていただきますとともに、専決処分を行った次の議会において、その承認を求める議案を提出することとしております。

説明は以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。総務部長。

**○小野正貴総務部長** 損害賠償等請求事件の判決について、皆様に報告したいと思っておりますので、資料を委員の皆様にお配りしてもよろしいでしょうか。

**○奈良祥孝委員長** お願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

**○小野正貴総務部長** 損害賠償等請求事件の判決について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

令和6年4月15日に青森地方裁判所から、青森市を被告といたします損害賠償等請求事件の訴状の送達がありましたことから、同年4月の総務企画常任委員協議会におきましても御報告しておりましたが、当該事案について、去る2月27日に青森地方裁判所で判決がありました。

裁判の過程で、原告であります本市職員1名から、訴状の訂正が一部ありました

が、当初の訴状の概要につきましては、資料記載のとおりとなっております。

第一審青森地方裁判所の判決内容であります。被告である青森市は、原告である本市職員1名に対し、原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としての5万円及びこれに対する令和6年4月14日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、原告である本市職員1名のその余の請求はいずれも棄却すること、訴訟費用の625分の2を被告である青森市が、残りの625分の623を原告である本市職員1名が負担とすることという内容となっております。

今後につきましては、控訴の期間が、第一審判決正本が送達された日の翌日である2月28日から起算して2週間となっております。当該期間である3月13日が経過した場合に判決が確定するものであります。

本市といたしましては、引き続き、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

なお、現在、控訴の期間内であり、判決は未確定でありますことから、当事者である職員の人権に配慮し、具体的な内容についてはお答えいたしかねますので、報告のみとさせていただきます。

また、本事案は、教育委員会も関連する事案ですので、文教経済常任委員会におきましても、本日報告しております。

報告は以上でございます。

**○奈良祥孝委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 質疑はないものと認めます。

ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良祥孝委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )